

〔サッカー〕

高等学校の生徒がクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷を受けて負傷したが、引率者兼監督の教諭に注意義務違反があるといえるか

質問

高校のサッカー部に所属する高校一年生の男子生徒が、課外のクラブ活動の一環として、体育協会の開催するサッカー競技大会に出場した際に、頭部に落雷を受け、両目失明、両下肢機能全障、両上肢機能の著しい障害等の重篤な後遺障害が残ってしまいました。引率者兼監督である教諭は落雷の危険を予見し、落雷事故を回避する義務を怠ったといえるでしょうか。

回答

- 一 課外クラブ活動の引率者兼監督者である教諭には、できる限り落雷事故の危険性を具体的に予見する注意義務があります。
- 二 引率者兼監督者である教諭が、右予見義務を怠り、落雷事故の発生を防止する措置を探らなかつたときは債務不履行又は不法行為責任があります。

裁判事例

(高松高判平二〇・九・一七判タ一二八〇・七二ニサッカーハ大会中落雷事故差戻後控訴

審)

課外クラブ活動担当教諭の注意義務について

「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従つて行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。」

平成八年までに、落雷事故を予防するための注意に関する文献が多く存在していたことから、本件でも上空に黒く固まつた暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、放電が目撃されているのであるから、「雷鳴が大きな音ではなかつたとしても、同校サッカーハ部の引率者兼監督であつた教諭としては、落雷事故発生の危険が迫つてゐることを具体的に予見することが可能であり、また、予見すべき注意義務を怠つたというべきである。(上告審判決参照)。」

落雷事故防止措置について

右「教諭としては、少なくとも生徒らを保護範囲に避難させ、姿勢を低くした状態で待機するよう指示した上、試合の延期や中止の場合の通例に従つて、落雷の危険が去るまで同試合の開始を延期することを申し入れて競技をし、他校の生徒らについても同様に保護範囲に避難させるなどの措置を執り、天候の変化に注目しつつ、更に安全空間への退避の方法について検討するなどの措置を執ることが可能であり、そうしていれば、同試合開始後間もなく発生した本件落雷事故を回避できたものといえる。」

解説

課外クラブ活動として

第一 教育活動の事故 三一一 生徒スポーツ大会 (サッカー)

第一 教育活動の事故 三一二 生徒スポーツ大会〔サッカー〕

五七〇ノ四

の競技大会と担当教諭
の注意義務

徒に対し、学校は安全注意義務を負うことになります。この安全注意義務の程度と内容は学校行事の場合と異なるものではありません。なお、その課外クラブ活動に伴つて行われる競技大会に際しても、それは学校における課外クラブ活動と密接に結びついたものですから、学校での課外クラブ活動における安全注意義務と同様の安全注意義務のあることは当然です。それだけではなく、学校外で行われるという意味では、その安全注意義務の程度と内容は、より高度なものとみてよいと思します。具体的には、課外クラブ活動に伴つて行われる競技大会で危険性を具体的に予見し、その予見に基づいてその危険を未然に防止するための措置を執ることが必要です。裁判事例は最高裁判決（最判平一八・三・一三判時一九二九・四二）と同様に、そのことを確認したものといえます。

サッカー競技大会中の落雷事故と担当教諭の予見義務

前掲最高裁判決の原審は、落雷についての担当教諭の予見義務につき、自然科学的知見を基準とするのではなく社会通念ないし平均的なスポーツ指導者を基準として遠雷が聞こえていた程度では予見できなかつたと判断しています。これに対して、裁判事例では前掲最高裁判決と同様に落雷による死傷事故が相次いでいること、落雷事故を予防するための注意に関する文献が多く存在すること、当時の科学的知見からみても、遠雷が聞こえていた程度でも落雷は予見できたと判断しています。この判断は、正当といえます。そして、このような判断は、課外クラブ活動における安全注意義務の前提としての予見義務の判断としてだけではなく、社会通念ないし平均的なスポーツ指導者を基準としてもいえることではないかと思われます。すなわち、学校事故特有の場面における予見義務の判断基準ではなく、通常、一般的な判断基準を確認したままでということではないかと思います。

サッカー競技大会中の落雷事故と担当教諭の

危険回避義務を負るべきかについては判断する」となく差戻審の判断に委ねました。そこで、その

判断にあたっては、「サッカー競技に参加している生徒は、仮に遠雷を聞き落雷の危険を感じたとしても、自らの判断で競技をやめて落雷事故の回避に備えることができる状態にあるのが普通です。この意味では、担当教諭の全面的指導下にあるわけです。」のことからしますと、遠雷を聞きながら漫然と競技に参加させることは、担当教諭による危険回避義務懈怠とみてよいでしょう。なお、担当教諭としては、自らの判断だけでは競技大会を中止させることができないと抗弁する」とが考えられます。確かに、競技大会の中止等の判断は大会の主催者にあるわけですが、だからといって責任を免れられるものではありません。担当教諭が落雷の危険を予見できたとすれば、万全の措置を執るべきです。例えば、主催者が競技大会を中止ないし中断しないというのであれば、生徒の競技への参加を拒否するぐらいの措置はとるべきではないかと思います。危険を予見した者の危険回避義務は、「そこまで重大なものである」との見地に立つて判断する必要があると指摘しました。

そこで、裁判事例も、担当教諭の落雷事故回避義務の判断について、同様の立場に立つものと思われます。落雷事故回避義務としては直接的には、生徒らの保護範囲への避難と待機指示義務と共に、試合延期競技申し入れ義務を指摘しているだけではなく、補足として「本件大会が生徒らの野外活動として社会的に極めて有用なものであるとしても、落雷事故発生の危険性がある場合にまで活動を強行して、生徒らの生命身体を危険にさらすことが許されるはずはなく、主催者や引率者が活動を停止する義務を負うのはむしろ当然というべきである」とまで言及している点が注目されます。

中学校一年生の男子生徒がからかわれ、ワークブックを投げたところ相手の右眼に当たり、視力低下の後遺症が残つたが、投げつけた生徒に不法行為は成立するか。また、この事故により、ワークブックを投げた男子生徒は、転校及び転居を余儀なくされたとして、相手方と学校側に損害賠償を請求できるか

質問

中学校一年生Yが休み時間中にテストの点数でXにからかわれ左耳付近を強く平手で押されたので、ワークブックをXに向かって投げつけたところ、Xの右眼に当たり、Xは眼球打撲・網膜出血等の傷害を受け視力低下等の後遺症が残りました。XはYに対して損害賠償を請求できるでしょうか。また、このことをXの両親に責められ転校及び転居を余儀なくされたとして、YはXと学校側に損害賠償を請求できるでしょうか。

回答

一 XにはYの行為を誘発した過失がありますが、Xの行為に比べYの行為は、至近距離からワークブックを投げる危険性の高い行為であり、Yに対しても損害賠償を請求することができます。

二 裁判所の考え方では、事故後の加害者の転校及び転居は、Xの行為から予見できないとして、Xの損害賠償責任を否定しています。しかし、X側のYへの非難が、名誉毀損や強迫に該当し、転校・転居等と因果関係がある場合には損害賠償責任を負うものと考えられます。

三 また、学校の、事故後の当事者への経済的精神的救済に向けて努力すべき義務についても、法的根拠がないとして、裁判所は否定しています。しかし、学校は安全配慮義務の内容として事故後の被害拡大の防止に努める義務があるといえ、Yの転校・転居を、事故の被害拡大の一つととらえるならば、事故後の対応について学校側に法的責任はないとする判断には疑問があります。

裁判事例

(東京地判平一五・一〇・二〇未公刊) 損害賠償請求事件

Yの損害賠償責任
「原告Xが期末テストで高得点をとった被告Yを冷やかすように『なんでそんないい点数取るんだよ』などと言いながらYの顔面左耳付近にやや強く平手を押しつけた結果、同人の上体が傾き、その際、Yが手に持っていたワークブックをXに向かって投げ、本件事件が発生したものと認められる」。

「XにはYの行為を誘発した過失が存在するというべきである」。「もつとも、Xの上記行為（暴行）は、それほど強度のものではなく行為の危険性もさほど高くないのに對し、Yの行為は至近距離からXにむけてワークブックを投げるという危険性の高い行為であり、その結果Xに重大な傷害を負わせていることからすれば、本件事件におけるXの過失相殺は一割とするのが相当である」。

Yの転校・転居に関するXの責任

第一 教育活動の事故 四 生活指導活動 「いじめ・校内暴力」

七八六ノ九〇

学校側の事故発生と事
故後の対応についての
責任

の関係が悪化して、Yが転居、転校するに至ることは、Xの行為からは到底予見し得ないから、Yの主張する損害はXの暴行行為と相当因果関係がないというべきである」。

「一般に、教師らには学校教育の場における教育活動及びこれと密接に関連する生活活動について、生徒の生命、身体等の安全を確保し監督すべき注意義務がある。授業間の休憩時間は、教育活動である授業と時間的・質的に密接関連するとはいえるものの、教師の立会いが予定されておらず、直接的な指導監督の下にない時間であるから、教師らは、具体的な状況に照らして危険な行為がなされることが予見可能な場合に限り、これを監督し、生徒の安全を確保する義務があるというべきである」。

「本件中学校一年生の生徒の中には、ロッカーの上から降りたり、教室内で竹刀を振り回したり、ペランダの手すりに乗ったりした者がいたことが認められるものの、教師はこれらの危険な行為を発見した都度、厳重に注意していたことが認められる。

また上記行為はいずれも危険な行為とはいえ、本件事故におけるX及びYの行為とは全く様相が異なっていること、・・・X及びYの平素の行動が粗暴であつたことは認められないことからすれば、本件事故当時の具体的な状況に照らして、教師らが本件事故発生を予見することができたと認めるに足りる証拠はなく、教師らには本件事故の発生に対し注意義務違反はないというべきである」。

「Yは、教師らには、本件事故後、X、Y及び各保護者に対しその経済的精神的救済に向けて努力すべき義務があつたと主張する。しかし、学校において生徒間で生じた事故であるからといって、教師らがその当事者である生徒及びその保護者に対して、上記のような法的義務を負う根拠は認められない」。

本件では、Xの暴行行為がYの暴行行為を誘発したと認定されましたが、Xの行為はそれほど強度のものではなく行為の危険性もさほど高くないのに對し、Yの行為は至近距離からXに向けてワーワーワークブックを投げるという危険性の高い行為であり、その結果Xに重大な傷害を負わせていることから、Yの過失を九割と判断しました。ここでは、Xの行為に対するYの行為を過剰防衛と判断したと考えられます。

また、未成年者に損害賠償責任を負わせるためには、自己の行為についてのなんらかの法的責任を認識しうるだけの能力が必要です。判例・学説ではおおむね一二歳前後から責任能力を認めていきます。Yの行為は、Xの上体がよろける程度の強さであったこと、また、Xは慢性中耳炎に罹患していたため耳に強い痛みを感じたことなどを考慮すると、とつさに防衛行為をとつてしまつたことも理解できませんが、中学一年生という年齢を考えると、至近距離からワーワーワークブックを投げることの危険性を認識しえたと考えられます。

Yの転校・転居に関するXの責任

Yの転校・転居に関するXの責任

本件事件後、Y及びその母親の誠意が原告Xの両親に伝わらず、両者の関係が悪化し、Y及びその家族が転校、転居するに至りました。原告の主張によれば、何度か謝罪をしましたがXやその家族から、「犯罪者だ」「人間じやない」と責められ、Xの父親から「同じ学校にいてほしくない」と言わされたことにより転校せざるを得なくなつたとのことです。判決では、本件事件と転居・転校の事実的因果関係は認めたものの、Yが転居、転校するに至ることは、Xの行為からは到底予見し得ないから、Yの主張する損害はXの暴行行為と相当因果関係がないと判断しました。しかしながら、Yに対するX側の非難が限度を超えて、名譽毀損、強迫などに当たる場合は、それ自体違法になりますし、転校・転居と因果関係がある場合には、その損害について損害賠償を求めることが可

能であると思われます。

一般に、教諭らは「学校教育の場における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係」において子どもの発達段階に応じた安全保持義務を負っています。授業中や学校行事については、強く義務付けられるのに対し、休み時間中については、事故の危険が客観的に予測可能な特別な事情がある場合に、その発生を防止する措置をとる義務があると解されています。そこで、本件の場合、暴行行為について教諭に予見可能性があつたかということが問題になります。本件中学の一年生の中には、ロッカーの上から降りたり、教室内で竹刀を振り回したり、ベランダの手すりに乗つたりした者がいたようですが、本件事故とは態様が異なることや、平素X、Yが粗暴であつたことは認められないことから、教師が本件事故を予見することは困難であり、裁判所の判断は妥当であると考えられます。

生徒間トラブルやいじめが起きた場合、さらに被害が拡大することがあります。例えば、その原因の追究を通じて、被害者、加害者両者を含め、その当事者が学校や地域から孤立することがあることは一般に知られています。また、いじめ事例では、教諭へ被害を申告した者が、「告げ口をした」として報復を受けたり、被害者が加害者に仕返しをし、被害者と加害者が逆転することなどもあります。このような事故後の対応として、学校には、被害拡大防止義務があると考えられます。判例でも、学校の負う安全配慮義務の一内容としていじめの被害拡大を防ぐため、被害者保護義務、いじめ防止指導義務、動静経過観察義務が認められています（福島地・わき支判平二・一二・二六判時一三七二・二七いわきいじめ裁判）。

裁判事例の場合、Yの止むを得ない転校、転居は、当該事故により生じたトラブルが原因といえ、本件事故の被害の拡大であると考えられます。学校は、被害者、加害者双方の学校生活について被

学校側の事故発生についての責任

害の拡大を防ぐ安全配慮義務を負つており、本件事件後の対応につき学校側に法的義務を負わせる根拠がないとする判断には疑問があります。

(小泉広子)

参考判例

○いじめが表面化した際に、学校はいじめの全体像の把握に努めるとともに、いじめ再発及び仕返しを防ぐために、学校の教職員全體による協力体制を作り、学級全体の問題として他の生徒に協力を求めるなどし、その下で加害者の行動観察、指導をするなどの実効ある方策をとるべきであった。

(福島地裁平二・一二・二六判時一三七二・二七、判タ
七八六・一一六)

○小学校四年生の生徒が、トイレ授業中に同級生に乗りかかられ三回にわたり溺れ水に対する恐怖心を

味わうなどの苦痛を被つた事案で、同級生の行為は解放的な心理状態の下に行われたふざけ合いの範囲内の行為であり違法と評価することができない上、教師にも右態様から客觀的な危険性を認識し得るものではなかつたとして、教師には注意義務違反はないとした事例。

(さいたま地判平二〇・一二・二五(平一八(ワ)九七八)最高裁
日本)

○区立小学校三年生の生徒が、昼休みに同級生一名から殴打され、放課後同級生九名から暴行を受けたため傷害を負い、うつ状態となり、転校を余儀なくさ

れたとして区に対し損害賠償を求めた事案で、小学校の教諭には、学校教育の場において、児童の生命、身体についての安全を配慮すべき義務があり、この義務の中には、予想される児童間の事故を防止するために必要な事項についての教育を児童に行うべき義務が含まれるが、加害生徒らの行為は違法なものであつたといえないことから、教諭には上記義務違反があつたとはいえないとした事例。

(東京地判平一九・七二〇(平一八(ワ)一五七)未公刊)
○市立中学校二年生の生徒がクラスメイトからいじめを受けて精神状態が悪化したとして退学した事案で、被害生徒が主張するような誹謗中傷発言や孤立化するような事情は見られないし、いじめを行つてゐるとされる生徒への指導の申し出に対し学校は指導し、注意を払うなどしていたのであるから学校には注意義務違反はないとした事例。

(東京地判平二一・一〇・一三(平一九(ワ)二八・三六))